

ふくしま型ユニバーサルデザイン
実践行動計画

平成19年3月
福島県

目 次

第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格	2
3 計画の期間	3
4 計画の進行管理及び評価	3
第2章 計画における具体的な取組み	4
1 ユニバーサルデザインの意識づくり	4
(1) 考え方の普及啓発	4
(2) 学ぶ機会づくり	5
(3) 核となる人材・組織づくり	7
2 こころのユニバーサルデザイン	10
(1) 人権への“気づき”	10
(2) こころの教育等	13
(3) さまざまな交流	15
3 暮らしのユニバーサルデザイン	18
(1) 日常生活	18
(2) 働く場	23
(3) 社会参加	25
4 まちづくりのユニバーサルデザイン	28
(1) まち全体	28
(2) 交通	31
(3) 公共・公益施設	32
(4) 公園などの憩いの空間	35
(5) 住宅	37
(6) 商店街	39
5 ものづくりのユニバーサルデザイン	42
(1) 製品の開発	42
(2) 製品の利用	43
6 サービスのユニバーサルデザイン	45
(1) 行政	45
(2) 民間サービス業	47
7 情報のユニバーサルデザイン	48
(1) 行政情報	48
(2) 情報化対応	50
第3章 計画の実現に向けて	52
1 進行管理	52
(参考1) 指標一覧	53
(参考2) 用語解説	57
(参考3) 本計画の位置付け	62
(参考4) 施策体系図	63

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

ユニバーサルデザインは、新たな世紀を切り開き、本当の意味での豊かさを実現するために欠かすことのできない重要な考え方です。

県では、平成16年7月に改訂された「ふくしまユニバーサルデザイン推進指針」(以下「指針」という。)に基づき、ユニバーサルデザインを県政の基本に据え、建物や製品などのハード面だけでなく、それを支える人々の意識、こころなどのソフト面を含めたあらゆる分野にわたり、また、事業の実施などの施策に直接関わるものから、資料の作成などの日常的な業務の進め方に至るまで、ユニバーサルデザインの考え方を幅広く取り入れてきました。

また、平成17年12月に策定された福島県新長期総合計画「うつくしま21」の重点施策体系(2006～2010)において、「ユニバーサルデザインに彩られた ともに生きる社会の形成」に向けた施策を総合的に推進することとしています。

現行の「ふくしまユニバーサルデザイン推進プラン」(以下「プラン」という。)は計画期間が平成18年度で満了することから、今後も「指針」に基づき各種施策を着実に推進するため、平成19年度から平成22年度までを計画期間とする「ふくしま型ユニバーサルデザイン実践行動計画」を策定することにいたしました。

2 計画の性格

今回の計画は、本県におけるユニバーサルデザイン推進のための上位計画「指針」に基づく県の実践行動計画です。

「指針」で掲げている7つの分野(「ユニバーサルデザインの意識づくり」、「こころのユニバーサルデザイン」、「くらしのユニバーサルデザイン」、「まちづくりのユニバーサルデザイン」、「ものづくりのユニバーサルデザイン」、「サービスのユニバーサルデザ

イン」、「情報のユニバーサルデザイン」)ごとに主な具体的な取組みを記載しています。

また、施策の担当を明確にするため、施策の後に担当部局名を明示しています。

3 計画の期間

福島県新長期総合計画「うつくしま21」との整合性を図るため、平成19年度から平成22年度までの4年間を計画期間としています。

また、社会情勢の変化やユニバーサルデザインを巡る国内外の動向などを踏まえ、目標値その他について必要な見直しを行うことにしています。

4 計画の進行管理及び評価

計画の着実な展開を図るため、代表的な指標により現状を提示するとともに、これらの指標により目標を明確化しました。

さらに、施策の目標達成による効果として、各分野ごとの目標年度における将来像を示しています。

これらの指標については、毎年度その推移を点検・把握し、目標達成度を確認するとともに、その内容を公表していきます。

また、目標の達成、未達成に関わらず、その理由や分析を行い、たえず対応方策の再検討をしていきます。

第2章 計画における具体的な取組み

1 ユニバーサルデザインの意識づくり

1 ユニバーサルデザインの意識づくり

【平成22年度までの目標】

県内各方部でユニバーサルデザインについて、各種広報、研修会、県政講座^(注1)等の普及啓発活動が積極的に展開され、多くの県民(概ね3人に2人)がユニバーサルデザインを認知し、県内の隅々にまでユニバーサルデザインが浸透することを目指します。

推進活動の中核になる人材、主体的な活動を行う団体等が増加し、各々が連携・協力しながら地域の実情にあった取組みを展開していることを目指します。

【具体的な施策】

(1) 考え方の普及啓発

ア 各種広報

【ユニバーサルデザインや人権についての理念(総論)の普及施策】

- 1 マスメディアを活用しパブリシティ活動^(注2)をするほか、広報誌、ホームページ、メールマガジン等での広報や啓発活動に取り組みます。【生活環境部・全庁】
- 2 イベント、名札のマニュアル等の活用を促すとともに、必要に応じて内容を更新します。【生活環境部】
- 3 研修会、講演会、フォーラム、県政講座等を実施します。【生活環境部・全庁】
- 4 アイデアコンクールや全国規模のイベントを支援します。【生活環境部】

注1 県民をはじめ、市民活動団体、学校、市町村などが主催する一定規模の集会・会合等に県の担当職員などが出向いて県の計画や事業などについて説明し、意見交換等を行っています。事業により名称は異なりますが(県政講座、出前講座、ミニ講座など)、総称して、「県政講座」と呼んでいます。

注2 企業等の広報活動の一つですが、広告とは異なりマスメディアに対して企業等が代金を払わない活動です。具体的には、新聞やテレビの中のニュースでその企業等の活動に対して報道されるものであり、これが(ニュース)パブリシティといわれています。

- 5 ユニバーサルデザイン製品・啓発パネルの展示や体験コーナーの充実を図ります。【生活環境部・保健福祉部】
- 6 県主催のイベント等でユニバーサルデザインの考え方を導入・実践します。【生活環境部・全庁】

イ 取組支援

【NPO^(注3)や事業者等他の主体が行う理念普及の取組みへの支援】

- 7 各種の情報提供を行うとともに、ユニバーサルデザイン製品・啓発パネル等を貸出します。【生活環境部】

【指 標】

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
1	ユニバーサルデザインに関する県民の認知度	40.9%	70.0%
2	人権男女共生グループのUDのホームページへのアクセス数	25,645件	モニタリング指標 (1)

1 目標値でないが、県民の社会生活状況や施策の状況を表す数値として毎年その状況を把握し公表するもの(以下同じ)。

【具体的な施策】

(2) 学ぶ機会づくり

ア 学校教育

【ユニバーサルデザインや人権の考え方の習得及びそれに係る様々な手段】

- 8 ユニバーサルデザイン等に関する学習プログラムの研究や副読本等の教材の作成を実施します。【生活環境部】

注3 Non-Profit Organization (民間非営利組織) の略。営利を目的とせず、公共的な活動を行う民間の組織・団体の総称です。

- 9 「総合的な学習の時間^(注4)」等において、ユニバーサルデザイン、男女平等教育、環境教育、消費者教育、人権、点字、手話等の考え方を学ぶ機会づくりやそのための環境整備を推進します。【教育庁】
- 10 教職員を対象としたユニバーサルデザイン等の考え方等を学ぶ機会づくりを提供します。【教育庁】
- 11 パソコン等の情報機器を用いた体験学習等を通じて、メディアリテラシー^(注5)の養成に努めます。【教育庁】
- 12 自分らしい生き方を選択できるようリーガルリテラシー^(注6)の理念等の啓発に努めます。【教育庁】
- 13 不登校やいじめを起こさないための家庭、地域と連携した取組みを推進します。【教育庁】

イ 生涯学習・社会教育活動

〔一般社会でのユニバーサルデザインや人権の考え方の習得及びそれに係る様々な手段〕

- 14 ユニバーサルデザイン、人権、リーガルリテラシー等を学ぶ機会づくりやそれらを推進する人材を養成します。【教育庁】
- 15 家庭の教育力を高めるための保護者会や思春期の子どもを持つ親への講座を開設します。【教育庁】
- 16 ユニバーサルデザイン等の考え方を参加、体験しながら学習できるプログラム開発を検討します。【生活環境部】
- 17 メディアの単なる受け手とならないよう、メディアリテラシーの養成に努めま

注4 各学校が地域や学校の実態などに応じて、横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心に基づく学習など、創意工夫を生かした教育活動を行う時間。

注5 メディアを利用する技術や、伝えられた内容を分析する能力のこと。

注6 法律に対する知識と、それを活用する能力のこと。

す。【生活環境部】

18 あらゆる場面において男女が対等に活躍でき、差別的な取り扱いを受けることがないよう、リーガルリテラシーを高める機会を提供します。【生活環境部】

19 地域での男女共同参画を促進するための人材の育成に努めます。
【生活環境部】

20 高齢者が積極的に活動できる機会づくりやそのための環境整備を推進します。
【保健福祉部】

21 県政講座等による多文化共生^(注7)意識を育むための学習機会の提供を促進
します。【生活環境部】

【指 標】

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
3	ユニバーサルデザインに関する県政講座の実施 回数	1回	10回

【具体的な施策】

(3) 核となる人材・組織づくり

ア 人材づくり

(地域で活動している者や公務員等、推進活動の中核になりうる人材の養成)

22 大学等でのユニバーサルデザイン等に関する公開講座の開設への取組みを
支援します。【生活環境部】

23 職員を対象としたユニバーサルデザイン等の研修会を実施します。
【生活環境部】

注7 多文化とは、世界の様々な国、地域から移り住んで来た人たちの文化を主に指します。そうした、様々な文化、個性を持った人々が、違いの大切さを認め合いながら、社会の一員として活躍することで、社会全体を豊かにすること。

- 24 地域で中核となって活躍する人材を養成するとともに、その活動を支援します。【生活環境部】
- 25 ユニバーサルデザイン推進リーダー^(注8)向けの研修を行うとともに、職員への指導・助言の充実を図ります。【生活環境部・全庁】
- 26 民間企業等における人権教育、啓発を推進する担当者の育成を支援するための研修会を開催します。【生活環境部】
- 27 様々な分野で活躍できる女性の人材育成を推進します。【生活環境部】

イ 組織づくり

〔NPO等他の主体が行う推進活動への支援や普及・推進の母体となる組織づくりの推進〕

- 28 ユニバーサルデザインを推進するNPO等の育成に努めるとともに、団体間の交流を図ります。【生活環境部】
- 29 大学等を活用したユニバーサルデザインに関する調査研究を検討します。【生活環境部】
- 30 ユニバーサルデザインについて、情報収集、調査研究、普及啓発などを行う民設民営によるセンター機能の整備を支援します。【生活環境部】
- 31 ユニバーサルデザインに取り組む市町村を支援します。【生活環境部】

注8 県では、ユニバーサルデザインの考え方を県の事務事業の細部にまで広く浸透させる等のため、平成15年4月より、本庁各グループ参事等及び出先機関の次長等をユニバーサルデザイン推進リーダーに配置するとともに、本庁各部局の企画主幹等を総括ユニバーサルデザイン推進リーダーに配置しています。

【指 標】

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
4	ふくしまユニバーサルデザイン推進パートナー ^(注9) 数 (累計)	個人 168人 団体 14団体	個人 300人 団体100団体
5	ユニバーサルデザインに取り組むNPO数(ふくしまユ ニバーサルデザイン推進パートナーであるNPO数) (累計)	6団体	11団体

注9 県とともにユニバーサルデザインを推進していく個人や団体をパートナーとして登録し、その活動内容を県のホームページ、メールマガジンなどで周知することによりユニバーサルデザインの理念普及につなげています。平成18年3月現在168人、14団体が登録されています。

2 こころのユニバーサルデザイン

【平成22年度までの目標】

県民がいのちを育む環境について、体験を通じて学習できるような機会、障がい者などとともに学ぶこと等を通じて、いのちの大切さに気づき、相手を思いやるこころを育みます。それにより、人権問題に対する無関心や放置等の風潮が改善され、様々な違いを認め合う世代を超えたこころの交流が活発に行われるとともに、互いに支えあう地域社会が緩やかに再生されることを目指します。

【具体的な施策】

(1) 人権への“気づき”

ア いのちの大切さに気づく機会づくり

(動物、植物も含めたあらゆるいのちあらゆる存在に着目し、自分自身が大切であると同様、他の者(物)も大切であると気づくこころを養うための機会づくり)

- 32 ふくしま子ども憲章^(注10)を普及啓発し、子どもたちの人間性・社会性を育み豊かな心の育成を図ります。【教育庁】
- 33 思春期にある若者に対する望まない妊娠の防止等、性やいのちに対する意識を醸成します。また、保護者に対し意識啓発を図り、家庭教育資料の作成や学習の機会を提供します。【保健福祉部・教育庁】
- 34 県の性教育の指針「性を学んでいのち生きいき」に基づき、発達段階に応じた性教育の充実を図ります。【教育庁】
- 35 あらゆるいのちを育む環境について、体験を通じて学習できるような機会づくりの充実に努めます。【生活環境部・教育庁】

注10 子どもたちの規範意識の向上を図るために、平成16年度に県内の小中学生から募集し、決定した宣言。「大切にしていきたいこと」「集団生活や社会生活の中で必要なこと」「自らの向上を目指すこと」といった6つの言葉のほか、「自分で考えたこと」を書き加える7つ目の言葉があります。

- 36 介護を必要とする高齢者が尊厳を持って暮らしていけるための啓発活動を推進します。【保健福祉部】
- 37 生きることの大切さを十分認識できるようないのち尊重教育の充実に努めます。【教育庁】
- 38 あらゆる暴力から女性や子どもを守るための暴力防止に関する理解の促進や意識改革のための啓発活動を推進します。【保健福祉部・教育庁】
- 39 不登校やいじめを起こさないための家庭、地域と連携した取組みを推進します。(13の再掲)【教育庁】
- 40 子どもがいのちを大切に作る心、他人の痛みを想像できる心を育むため、体験活動等の環境づくりを推進します。【教育庁】
- 41 少年の健全育成対策を推進します。【生活環境部・教育庁・警察本部】
- 42 県民が参加し、地域の人権課題について自ら考える機会を提供します。【生活環境部】

イ 差別・偏見の解消

【あらゆる差別・偏見を解消するための施策の推進】

- 43 ホテルや賃貸住宅の経営者などを含めた各種サービスを提供する者を対象としたユニバーサルデザインの研修会を実施します。【生活環境部・全庁】
- 44 犯罪被害者やその家族が犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごすことができるように、教育活動及び広報・啓発活動を通じて県民の理解の促進と協力の確保を図ります。【生活環境部・教育庁・警察本部】
- 45 NPO等と連携し、障がい者等に利用を限定する必要のない施設での「障がい者マーク」をはじめとする表示のあり方について研究します。【生活環境部・全庁】

- 46 人にやさしいまちづくり条例(注11)に基づき、障がい者のための国際シンボルマーク等が表示されている駐車施設の適正な使用方法についての啓発活動に取り組みます。【保健福祉部・教育庁】
- 47 人の多様性を認め、一人ひとりが尊重される社会を実現するため、何気なく使用されている行政用語のうち、障がい者に対する差別・偏見を助長するおそれのあるものについては見直しを行います。【保健福祉部】
- 48 障がい者基本法の改正や障がい者差別禁止法の立法化などの国の動向を見極めながら、障がい者差別を禁止するための方策を検討します。
【保健福祉部】
- 49 とともに学ぶ教育の推進等による障がい者への差別や偏見の解消に努めます。【教育庁】
- 50 患者・感染者や障がい者等に対する差別や偏見が起きないための正しい知識の普及・啓発に努めます。【保健福祉部】
- 51 男女平等の視点に立ち、社会制度や慣行の点検・調査を行い、改善に取り組みます。【生活環境部】

【指 標】

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
6	多文化共生県政講座の実施回数	40回	40回
7	人権教育研究指定校数(累計)	7校	13校

注11 高齢者や障がい者などに配慮したやさしいまちづくりをより一層進めるため平成7年3月に制定された県の条例。人にやさしいまちづくりの基本理念や県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにし、必要な施策の推進を図ることとしています。

【具体的な施策】

(2) こころの教育等

ア とともに学ぶ教育

〔ユニバーサルデザインや人権を問わず、学校においてともに学べるよう行われる様々な配慮や環境整備〕

- 52 小・中・高校の教員に対する特別支援教育に関する研修の充実に努めます。【教育庁】
- 53 とともに学ぶ教育環境の整備のため、特別支援学校の教員免許状の取得を推進するとともに、特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能の充実に努めます。【教育庁】
- 54 地域の学校において、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設の整備を推進します。【教育庁】
- 55 外国籍住民の児童、帰国児童等に対する特別授業の充実や教育補助者・相談員の拡充に努めます。【教育庁】
- 56 日常的、応急的に医療的ケアを必要としている特別支援学校児童生徒のために、看護師を配置し、医療機器を整え、学校生活の質的充実の向上に努めます。【教育庁】

イ とともに学ぶ生涯学習・社会教育活動

〔ユニバーサルデザインや人権を問わず、地域においてともに学べるよう行われる様々な配慮や環境整備〕

- 57 すべての人がとともに学ぶ生涯学習の充実のため、県民カレッジ^(注12)を推進します。【教育庁】
- 58 ユニバーサルデザイン、人権、リーガルリテラシー等を学ぶ機会づくりや

注12 県内にある様々な学習機会を体系化して県民に提供する、県全域を対象とした新しい総合的な学習サービス提供システム。

それらを推進する人材を養成します。(14の再掲)【教育庁】

- 59 家庭の教育力を高めるための保護者会や思春期の子どもを持つ親への講座を開設します。(15の再掲)【教育庁】
- 60 ユニバーサルデザイン等の考え方を参加、体験しながら学習できるプログラム開発を検討します。(16の再掲)【生活環境部】
- 61 メディアの単なる受け手とならないよう、メディアリテラシーの養成に努めます。(17の再掲)【生活環境部】
- 62 あらゆる場面において男女が対等に活躍でき、差別的な取り扱いを受けることがないよう、リーガルリテラシーを高める機会を提供します。(18の再掲)【生活環境部】
- 63 地域での男女共同参画を促進するための人材の育成に努めます。(19の再掲)【生活環境部】
- 64 高齢者が積極的に活動できる機会づくりやそのための環境整備を推進します。(20の再掲)【保健福祉部】
- 65 県政講座等による多文化共生意識を育むための学習機会の提供を促進します。(21の再掲)【生活環境部】

ウ 結い(助け合い)の精神^(注13)の醸成

(相手を思いやるこころを育む様々な施策や機会づくり)

- 66 自動車・自転車の適切な駐車・駐輪等、思いやりのある交通マナーの実践や交通安全意識の向上に努めます。【生活環境部・警察本部】
- 67 高齢者・障がい者疑似体験活動を通じて、相手を思いやるこころを育みます。【保健福祉部】
- 68 不登校やいじめを起こさないための家庭、地域と連携した取組みを推進

注13 困った人がいれば、地域の人みんなで助け合う相互扶助の精神。労働力だけでなく精神的にも助け合う共同体の精神をいいます。ここでは、「新しい時代の助け合いの心」として使用しています。

します。(13の再掲)【教育庁】

- 69 子どもがいのちを大切にできる心、他人の痛みを想像できる心を育むため、体験活動等の環境づくりを推進します。(40の再掲)【教育庁】

【指 標】

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
8	県民カレッジ(夢まなびと)受講者数	23,050人	60,000人

【具体的な施策】

(3) さまざまな交流

ア 世代・地域・国籍・障がいなどを越えた交流

〔様々な違いを認め合うこころの交流〕

- 70 青少年の健全育成のため、世代や国籍などの違いを超えた交流を推進します。【生活環境部・全庁】
- 71 老人福祉施設と児童福祉施設の併設を促進するとともに、学校施設の余裕教室等を活用した地域における高齢者と子どものふれあい交流を推進します。【保健福祉部・教育庁】
- 72 保育所、幼稚園、小・中・高校、特別支援学校、福祉施設間の相互交流や地域住民等との交流を推進します。【総務部・保健福祉部・教育庁】
- 73 グリーン・ツーリズム^(注14)による都市住民と農山漁村住民の交流を推進します。【農林水産部】

注14 都市住民などが緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

- 74 県政講座の実施や国際交流員^(注15)の招致等による多文化共生意識の醸成、様々な国や地域の人との交流を推進します。【生活環境部】
- 75 ユーザーエキスパート^(注16)の考えに基づき、事業者(作り手)と利用者(使い手)等の交流を推進します。【商工労働部・土木部】
- 76 様々な海外研修の参加者と現地の住民との交流を促進します。
【生活環境部・全庁】
- 77 海外の女性との情報交換等、男女平等の視点での国際交流事業を推進します。【生活環境部】
- 78 森林を社会全体で支える意識を醸成し、県民参加による森林づくり運動を推進します。【農林水産部】
- 79 関係団体等が実施するツーリズムガイド等の資質向上に向けた取組みを支援するとともに、ワンストップでのサービス提供を図り、体験・交流型観光を推進します。【商工労働部】
- 80 県、市町村、民間団体等が連携し、きめ細かな情報提供・相談対応、地域の受入体制の整備等に重点的に取り組むことにより、団塊の世代等の本県への定住・二地域居住^(注17)の促進に努めます。【企画調整部】

イ 交流促進の環境づくり

(様々な交流を促すために必要な場の設定、制度創設及び人づくり等)

- 81 スポーツや祭り等を通じた、すべての人の交流を推進します。
【保健福祉部・教育庁】

注15 語学指導などを行う外国青年招致事業に参加し、地方公共団体で国際交流事業に従事する外国青年。単に語学指導のみならず広く地域社会の国際理解に貢献しており、帰国後は母国と日本との架け橋として活躍しています。

注16 もの、施設、サービスなどの利用者であると同時に、これらの利用者としての評価の経験、教育や研修などでその能力を身につけた人に対する総称として用いられます。

注17 都市などの住民が地方にも住宅やなじみの民宿などに拠点を持ち、週末や季節ごとに二つの地域を行ったり来たりしながら暮らすライフスタイルをいいます。

- 82 すべての人の交流の拠点としての、公民館、学校、児童館等の公共施設の積極的な開放と開閉時間の弾力的な運用に努めます。【教育庁】
- 83 すべての人の交流を促進するため、ボランティア・コーディネーター^(注18)の養成や託児サービス等により、ボランティア活動への参加気運の醸成と機会づくりに努めます。【生活環境部・保健福祉部】
- 84 高齢者が積極的に活動できる機会づくりやそのための環境整備を推進します。(20の再掲)【保健福祉部】

【指 標】

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
9	地球体験キャラバン ^(注19) 実施回数	4回	6回
10	グリーン・ツーリズムの交流人口 (1)	176千人	248千人
11	もりの案内人 ^(注20) 認定者数(累計)	285人	425人
12	森林整備ボランティア参加者数(累計)	17,544人	33,000人
13	観光客入込数(暦年)	52,995千人	概ね50,000千人

1 県内のグリーン・ツーリズムインストラクターが受け入れた体験者数

注18 生涯学習によって得られた知識や技術をボランティア活動に活かしたいという人に対して、活動できるようにコーディネート(仲介、情報提供、カウンセラー)する人。

注19 青年海外協力隊のOB/OGの協力を得ながら、開発途上国の様々な文化や価値観を県民(特に小中学生)に紹介するとともに海外技術研修員や留学生と県民との交流を図る事業。

注20 自然観察や森林づくり、野外活動を通じて、森林や林業の知識を広く県民に伝えるボランティアによる指導者で、養成講座、認定試験を経て知事が認定する。平成19年3月現在311人が認定され活動している。

3 くらしのユニバーサルデザイン

【平成22年度までの目標】

県民が障がい者、感染者等への正しい知識を身につけ差別や偏見をなくし、互いに支えあう地域社会の再生が緩やかに進み、DV^(注21)、児童・高齢者、障がい者等への暴力や虐待の早期発見が可能になるとともに、これらの件数が減少することを目指します。

働く意欲のある高齢者、障がい者、女性等が働きやすい環境づくりや男女が仕事と家庭を両立できる職場環境が定着していくことを目指します。

県主催の講演会などで、あらゆる人の参加を促すためのサービス(手話通訳、託児室等)が提供されることを目指します。

固定的な性別役割分担^(注22)をはじめ、差別助長の慣習や社会制度の見直しが行われ、だれもが性別、国籍、障がいの有無等に関わりなく、能力を発揮できる環境づくりを目指します。

【具体的な施策】

(1) 日常生活

ア 安全・安心の確保

〔人のいのちに関わる基本的、根本的な安全・安心を確保する施策及び生活の質の向上につながる改善や促進策〕

注21 夫や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力。広義には女性や子ども、高齢者や障がい者など家庭内弱者への暴力を指します。

注22 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。(出典：内閣府男女共同参画局ホームページ「用語集」より)

- 85 DV、児童・高齢者、障がい者、ホームレス等への暴力や虐待の発生予防、早期発見、アフターケアのほか、ひきこもり^(注23)等への対策を図ります。
【保健福祉部・警察本部】
- 86 不登校やいじめを起こさないための家庭、地域と連携した取組みを推進します。(13の再掲)【教育庁】
- 87 障がい者の地域生活への移行を促進するために、ホームヘルプサービスやデイサービス、短期入所事業等の在宅サービスを障がい者福祉圏域ごとに量的・質的に充実し、活用を促進します。【保健福祉部】
- 88 感染者等が地域において安心して生活できるよう、県民への正しい知識の普及啓発を実施します。【保健福祉部】
- 89 インフォームドコンセント^(注24)の徹底等、患者サービスの向上に向けた病院等での取組みを推進します。【保健福祉部・病院局】
- 90 患者の尊厳に配慮した終末期医療の普及・充実及び関係機関による支援サービスのネットワーク化を促進します。【保健福祉部】
- 91 食品の適正な表示に関する知識の普及啓発を推進します。【保健福祉部】
- 92 医薬品等のわかりやすく、適正な表示に関する取組みを推進します。
【保健福祉部】
- 93 認知症や精神障がい等により、日常生活に支障がある方が地域で自立し安心して生活できるよう、福祉サービスの適正な援助等の支援を行います。
【保健福祉部】
- 94 災害時における地域の防災力向上のため、災害ボランティア、自主防災組織等、共助による防災活動を推進します。【生活環境部】

注23 90年代に社会的に注目されるようになった、人間関係の拒絶・社会参加の拒絶などの特徴をもつ現象。当初は不登校などの児童生徒について言及されていましたが、近年は若者についても指摘されることが多くなっています。

注24 医師が、患者に対して、受ける治療内容の方法や意味、効果、危険性、その後の予想や治療にかかる費用などについて十分にかつ分かりやすく説明をした上で、治療の同意を得ること。

- 95 戸建住宅、共同住宅、道路・公園等の防犯性能の向上に配慮した防犯環境設計^(注25)による安全・安心まちづくりを促進します。【土木部・警察本部】
- 96 介護保険施設等における身体拘束の廃止の取組みや家庭的な生活のリズムを尊重した少人数単位の介護(ユニットケア)を推進します。【保健福祉部】
- 97 女性医師が対応する女性専門外来の普及に努めます。【保健福祉部・病院局】
- 98 地域において安心して暮らせるセーフティネット^(注26)づくりのための各種施策を推進します。【保健福祉部・警察本部】
- 99 少年の健全育成に有害な社会環境を改善します。【生活環境部】
- 100 外国籍住民が安心して生活をおくるための環境の整備及び情報を提供します。【生活環境部】
- 101 農産物の生産者と消費者の「顔の見える関係」を構築するため、トレーサビリティシステム^(注27)の導入を促進します。【農林水産部】

イ 未来の世代の安全・安心の確保

(現在の世代の安全・安心のみならず、未来の世代の安全・安心を確保する策)

- 102 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群をはじめ、県内の良好な水環境保全を図るため、各種施策を推進します。【企画調整部・生活環境部・農林水産部・土木部】
- 103 県民の財産である野生動植物を保護し、将来の世代に引き継いでいくための各種施策を推進します。【生活環境部】
- 104 未来の世代への文化の伝承を推進します。【教育庁】
- 105 高齢者の豊富な経験や知識を生かし、子世代の育児不安の軽減や孫世代の豊かな情操形成を推進します。【生活環境部・保健福祉部】

注25 道路、公園などの公共施設の配置や住居構造設備などのハード面においてあらかじめ犯罪の起こりにくい環境を設定する考え方。

注26 「安全装置」のこと。社会保障制度など、生活や社会全体の安全・安心を維持する制度やシステム、または、経済分野で一部の破綻が全体に及ばないようにするためのシステムをいいます。

注27 生産、加工、流通及び販売の各段階で、食品の生産・製造方法、仕入先、販売先などを記録することにより、食品に関する生産情報を追跡し、遡及できる一連の仕組みのこと。

- 106 子育て支援を進める県民運動を展開しながら、安心して子どもを産み育てることができる社会づくりに取り組みます。【保健福祉部】
- 107 体験を伴った環境学習の機会の充実と環境教育を指導できる指導者を養成します。【生活環境部】

ウ 相談・救済・情報提供の充実

【アの安全・安心の確保策に並行して、現に安全・安心を脅かす恐れのある事象に対する様々な相談や救済】

- 108 犯罪被害者やその家族が、再び平穏な生活を営むことができるように、各種支援策を推進します。【生活環境部・警察本部】
- 109 障がい者自らの体験に基づく他の障がい者への相談支援(ピアカウンセリング^(注28))の充実を図るとともに、障がい者自らが運営する自立生活センター等の団体の活動を支援します。【保健福祉部】
- 110 だれもが安心して相談できる警察の総合相談窓口を充実します。【警察本部】
- 111 女性のための相談支援センターの機能を充実するとともに、DV被害者支援のため関係機関の連携を強化します。【保健福祉部】
- 112 保健・医療・福祉・教育等の関係機関といのちの電話をはじめとする民間団体やNPO等との連携による人権に配慮した相談支援救済ネットワークの整備を促進します。【生活環境部・保健福祉部・教育庁・警察本部】
- 113 日常生活に欠かせない情報はもとより、保健、医療、福祉、防災等の情報の複数の外国語表記を実施します。【生活環境部・全庁】
- 114 高齢者、外国籍住民、女性等への賃貸住宅に関する情報をはじめ、日常生活に関わる当事者のニーズを踏まえた様々な情報の提供を促進します。
【生活環境部・保健福祉部・土木部・全庁】

注28 ピア(Peer)という言葉は、「仲間」「対等」の意味で、共通の経験と関心にもとづいた仲間同士の相互支援活動をいいます。

115 障がい者が適切な福祉サービスを選択できるよう、ホームページや点字・録音図書などによる情報の提供を行います。また、ホームページについては視覚障がい者が利用しやすいよう、音声対応化を促進します。

【保健福祉部】

116 虐待を受けた子どもに対する適切なケアを推進します。【保健福祉部】

117 少年の健全育成対策を推進します。(41の再掲)

【生活環境部・教育庁・警察本部】

118 障がい者の権利擁護のための相談体制を充実します。【保健福祉部】

119 高齢者虐待防止を含めた高齢者の権利擁護のための相談体制を整備します。【保健福祉部】

120 自殺予防のための心の健康の対策を推進します。【保健福祉部】

121 誰もが安心して消費生活を営んでいくことができるよう、消費生活に関する苦情や相談の受付体制を整備し、助言やあっせんを通じて救済を図ります。【生活環境部】

【指 標】

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
14	配偶者暴力相談支援センター(注29)相談受付件数	1,086件	モニタリング指標
15	配偶者暴力相談支援センター設置数(累計)	8施設	13施設
16	児童相談所相談受付件数	4,910件	モニタリング指標

注29 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための業務を行う施設。県女性のための相談支援センターや男女共生センター、保健福祉事務所などがその役割を担い、殴る蹴るといった暴力のほか、精神的な暴力についての相談、カウンセリング、一時保護、各種情報の提供などを行っています。

17	市町村における児童虐待防止ネットワーク設置率	26.2%	100% (21年度)
18	グループホーム ^(注30) ・福祉ホームの入居者数 (1)	662人	1,186人
19	トレーサビリティが確保されている生産割合 (2)	42.4%	75.0%
20	うつくしまエコリーダー ^(注31) 認定者数(累計)	1,470人	1,800人
21	地域子育て支援センター整備数(累計)	52カ所	100カ所

1 知的障がい者グループホーム、精神障がい者グループホーム、精神障がい者福祉ホームの入居者数

2 県産農畜産物において、トレーサビリティ(生産履歴や出荷情報の追跡)が確保されている生産者の生産額の全生産者の生産額に占める割合

【具体的な施策】

(2) 働く場

ア 普及啓発

(事業主を対象に意識づくりを推進)

122 ライフステージやライフスタイルに応じた多様な働き方の実現に向けて導入

事例の紹介等の普及啓発を行います。【商工労働部】

123 男女が仕事と家庭を両立できる環境づくりのための普及啓発を推進します。

【商工労働部】

イ 研究開発

(社会情勢の変化を踏まえた労働条件の在り方の研究)

124 少子高齢化の進展や人々のライフスタイル・就業意識の変化等を踏まえた

多様な働き方について研究します。【商工労働部】

注30 地域社会の中にある住宅(アパート、マンション、一戸建など)において、複数の障がい者が一定の経済的負担により共同で生活する形態。欧米で広く定着しており、日本でも設置が進んできています。

注31 地域における環境保全活動や環境学習を推進するリーダーとして、積極的な役割を担う方を、知事が認定。地域での環境保全活動のすその拡大と活性化を図っています。

- 125 育児のための短時間勤務制度の導入や、修学等のための休業制度の導入について検討します。【総務部】

ウ 基準などの作成・見直し

〔事業主の意識改革を促進させる施策の推進〕

- 126 ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた労働条件の事例集を作成します。【商工労働部】
- 127 県の物品購入等における入札参加者の指名において県内事業者の社会貢献度(障がい者雇用及び次世代育成支援の状況等)を考慮します。【出納局】
- 128 県の工事等請負有資格者名簿への登録において県内業者の社会貢献度(障がい者雇用及び次世代育成支援の状況等)を評価します。【土木部】

エ 就業機会の確保

〔働く意欲のあるすべての人の就業機会確保〕

- 129 働く意欲のあるすべての人を支援するための就業に関する情報提供、相談等を行います。【商工労働部】
- 130 身体障がい者を対象とした職員の採用を引き続き実施します。【総務部】

【指 標】

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
22	就業している障がい者数 (1)	5,498人	6,300人
23	育児休業取得率 (2)	女性68.2% 男性 0%	女性80.0% 男性10.0%
24	「仕事と生活の調和」推進企業(注32)の認証数(累計)	26社	240社

1 公共職業安定所に登録している障がい者のうち就業者の数

2 本人若しくは配偶者が出産した労働者のうち、育児休業を取得した人の割合(県のアンケート調査による)

【具体的な施策】

(3) 社会参加

ア 社会参加を妨げる社会制度・慣習等の見直しと環境整備

(様々な人の参加を阻んでいる現行の制度や慣習等の見直しと環境整備)

- 131 より多くの方が公務員・教員等の採用試験を受けられるよう、視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する職域の開拓や試験の実施方法の在り方等を検討します。なお、試験の実施方法については、引き続き、受験者の申し出により可能な範囲において個別・具体的な対応をしていくこととします。

【総務部・教育庁・人事委員会事務局】

- 132 審議会や県主催の講演会等での、外国語通訳、手話通訳、パソコン要約筆記(注33)や託児室の設置等、障がい者、外国人や育児中の人参加・傍聴しやすい環境づくりを推進します。【生活環境部・全庁】

- 133 県や県議会のホームページに音声読み上げソフトを導入するとともに、県広報紙を点字化し県議会新聞広報を音声テープ化するなど、視覚障がい者

注32 「仕事と家庭の両立」、「パート労働者の公正な処遇」、「男女共同参画」の取組みが進んでいる県内企業を県が認証する県次世代育成支援企業認証制度の認証を受けた企業。

注33 人が話している内容を要約してパソコンに入力すること。一般的には、要約したものをその場でスクリーンなどに映し出して文字として見せることをいいます。

や高齢者が行政、議会情報に接しやすい環境づくりを推進します。

【知事直轄・議会事務局・全庁】

134 県民の参加を得て実施する県のすべての事業について、障がいのある人もない人も参加を可能とするための検討を行います。【生活環境部・全庁】

135 日本語教室の支援等、外国人の社会参加のための環境を整備します。

【生活環境部】

136 育児中の人々が社会参加しやすい環境づくりを推進するための育児における男女共同参画の推進や地域での子育てに対する理解促進のための普及啓発を実施します。【生活環境部・保健福祉部】

137 各種施設の利用制限や障がい者の社会参加を制約することとなる各種の制限の解消を促進します。【保健福祉部】

138 家庭、地域、職場等における、男女に不平等なしきたりや役割の固定化、婚姻に伴う様々な慣習等の見直しを促進します。【生活環境部・全庁】

139 公文書等における不必要な性別記載欄の撤廃を推進します。

【生活環境部・全庁】

140 配偶者からの暴力等により相談センター等に緊急避難している人を対象に、保険者証の個人配布化の検討を関係機関へ働きかけます。【保健福祉部】

イ 様々な人の意思決定過程への参画

【意思表示できる機会と場の拡充及び意思決定過程への参画の推進】

141 市町村への、男女共同参画に関する条例・計画策定への支援を実施します。

【生活環境部】

142 審議会等の委員への、女性や障がい者や外国人の登用を推進します。

【生活環境部・保健福祉部・全庁】

- 143 女性のエンパワーメント(力をつけること)^(注34)を推進します。【生活環境部】
- 144 女性県職員の職域拡大や管理職への登用など、積極的改善措置を実施します。【総務部・全庁】
- 145 女性の職域拡大や管理職への登用など、積極的に改善に向けた取組みを推進します。【生活環境部】
- 146 うつくしま県民意見公募(パブリック・コメント)^(注35)の実施により、すべての人が県施策へ参加する機会を推進します。【知事直轄・全庁】
- 147 家族経営協定^(注36)の文書締結を推進します。【農林水産部】

【指 標】

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
25	県の審議会等における女性委員の割合	33.1%(総数) 36.2%(職指定 除く)(18年度)	33.3%(総数) 40.0%(職指定 除く)
26	男女共同参画等に関する副読本の活用率(公立高)	85.9%	100%
27	家族経営協定締結数(累計)	749戸	1,200戸

注34 個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。

注35 県民生活に密接に関連する条例や計画などの重要な施策について、県民の意見を募り、県の施策決定に反映しています。福島県では、「うつくしま県民意見公募」(パブリック・コメント)として、平成14年10月1日から施行しています。

注36 家族農業経営に従事する各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できるよう経営方針、役割分担、就業環境等について家族間で十分話し合い、取り決めた事項を文書にしたもの。

4 まちづくりのユニバーサルデザイン

【平成22年度までの目標】

交通の面では、だれもが円滑に移動できるまちづくりが進み、利用者の多い主要駅でのエレベーター・エスカレーターの設置数や生活路線バスにおける低床バス^(注37)・低公害バスの導入割合が増えます。多くの人を利用する公共・公益施設においては、人にやさしいまちづくり条例やふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針に基づき施設が整備されることにより、障がい者や高齢者等が外出しやすくなることを目指します。

観光地では、多言語案内の県全域観光マップ、認定ツーリズムガイド等を利用して観光を楽しめるようになります。住宅の面では、県営住宅のバリアフリー^(注38)整備住宅戸数や介護保険等を利用した民間住宅の改造件数が増え、暮らしやすい住環境の整備が進みます。商店街においては、店舗のトイレをあらゆる人に開放する取組みや、わかりやすい形でのサービス内容の提示がなされ、県民が利用しやすくなることを目指します。

【具体的な施策】

(1) まち全体

ア 普及啓発

148 まちづくりの関係者を対象としたユニバーサルデザインの研修会を実施します。

【商工労働部・土木部】

注37 地上面から床面までの高さが65cm以下で、スロープ板や車いすスペースがあるなど高齢者や身体に障がいのある方の乗降に配慮したバスをいいます。低床バスとしてはノンステップバス、ワンステップバスがあります。

注38 高齢者や障がい者などが社会生活を営む上でさまざまな障壁（バリア）を除去すること。物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁があるとされています。

イ 研究開発

149 多様な移動手段に対応した「人と車の共生の在り方」について研究します。

【生活環境部・土木部】

150 歩いて暮らせるまちづくり社会実験を実施し、その成果等を踏まえながら、新しいまちづくりビジョンを策定します。【商工労働部】

ウ 施設などの整備

151 標準案内用図記号を取り込んだ「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」等を参考に、絵、音声、点字、外国語などの多様な手法を組み合わせ、すべての人にわかりやすい案内表示を推進します。【土木部】

152 まちの快適性を向上させるため、ベンチ、木陰などの休憩スペースやすべての人が快適に使える「みんなのトイレ^(注39)」などの整備を促進します。

【商工労働部・土木部】

153 だれもが安全に安心して暮らせるまちづくりを進めるため、信号機の改良、道路標識等の設置場所の工夫などを推進します。【警察本部】

エ 県民参加

154 計画の企画立案・実施後や施設整備の計画・設計・完成後などの各段階ごとに、できるだけ多様な手段で県民のニーズの把握や意見交換を適切に行う仕組みづくりに努めます。【商工労働部・土木部】

155 施設整備などの計画において、県民と意見交換を行う期間をあらかじめ十分に考慮します。【商工労働部・土木部】

156 NPOなどによる施設などのユニバーサルデザインチェック^(注40)の取組みを支援します。【生活環境部・土木部】

注39 車いすの人や赤ちゃんを連れた人をはじめ、だれもが利用できるように設計されたトイレ。

注40 より暮らしやすいまちづくりやよりよいサービスの提供などへ役立てるため、利用者の視点からまちやサービスなどの現状の問題点や今後の改良点などをチェックすること。

- 157 県内各地域において県民自身の手によって良好な景観づくりが進められるよう支援に努めます。【生活環境部】

オ その他

- 158 モデル事業・モデル地区の指定を促進します。【生活環境部】
- 159 NPO等と連携し、障がい者等に利用を限定する必要のない施設での「障がい者マーク」をはじめとする表示のあり方について研究します。(45の再掲)
【生活環境部・全庁】
- 160 人にやさしいまちづくり条例に基づき、障がい者のための国際シンボルマーク等が表示されている駐車施設の適正な使用方法についての啓発活動に取り組みます。(46の再掲)【保健福祉部・教育庁】
- 161 戸建住宅、共同住宅、道路・公園等の防犯性能の向上に配慮した防犯環境設計による安全・安心まちづくりを促進します。(95の再掲)【土木部・警察本部】

【指 標】

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
28	みんなに見やすい信号機(LED式)の設置率	9.0%	15.0%
29	優良景観形成住民協定認定数(累計) ^(注41)	11件	16件

注41 景観形成に関する住民協定のうち県土の景観形成に資するものについて、福島県景観条例に基づき知事が「優良」と認定し、広く公表しています。

【具体的な施策】

(2) 交通

ア 普及啓発

- 162 交通事業者などを対象としたユニバーサルデザインの研修会を実施します。
【生活環境部】

イ 研究開発

- 163 バス、電車、タクシーなどの公共交通機関の総合的な整備の在り方について研究します。【生活環境部・土木部・警察本部】

ウ 施設などの整備

- 164 標準案内用図記号を取り込んだ「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」等を参考に、絵、音声、点字、外国語などの多様な手法を組み合わせ、すべての人にわかりやすい案内表示を推進します。(151の再掲)
【生活環境部・土木部】
- 165 だれもが円滑に移動できるまちづくりのため、駅におけるエレベーターの設置の促進や低床・低公害バスの導入などへの支援に努めます。
【生活環境部】
- 166 だれもが利用しやすい公共交通機関による移動円滑化の促進に向けた市町村の取組みを支援します。【生活環境部・土木部・警察本部】

エ 県民参加

- 167 県民、交通事業者、行政などからなる協議会の設置や活性化の推進など、各段階ごとに、できるだけ多様な手段で、住民のニーズの把握や意見交換を適切に行う仕組みづくりに努めます。【生活環境部】
- 168 施設整備などの計画において、県民と意見交換を行う期間をあらかじめ十分

に考慮します。(155の再掲)【生活環境部】

- 169 NPOなどによる駅などのユニバーサルデザインチェックの取組みを支援します。【生活環境部】

オ その他

- 170 モデル事業・モデル地区の指定を促進します。(158の再掲)
【生活環境部】
- 171 NPO等と連携し、障がい者等に利用を限定する必要のない施設での「障がい者マーク」をはじめとする表示のあり方について研究します。(45の再掲)
【生活環境部・全庁】
- 172 人にやさしいまちづくり条例に基づき、障がい者のための国際シンボルマーク等が表示されている駐車施設の適正な使用方法についての啓発活動に取り組みます。(46の再掲)【保健福祉部・教育庁】

【指 標】

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
30	乗合バス会社における低床バスの導入率	6.0%	20.0%
31	エレベーター・エスカレーター設置済の主要駅数 (累計)	3駅	7駅

【具体的な施策】

(3) 公共・公益施設

ア 普及啓発

- 173 公共・公益施設を設置する人、設計する人、施工する人、管理運営する人な

どを対象としたユニバーサルデザイン研修会を実施します。

【農林水産部・土木部】

174 配慮が行き届いた公共・公益施設などの表彰制度を検討します。

【生活環境部・土木部】

イ 基準などの作成・見直し

175 ユニバーサルデザインの観点も考慮した「人にやさしいまちづくり条例」などの見直しを検討します。【保健福祉部】

176 ユニバーサルデザインの観点も考慮した「建築基準法施行条例」の見直しを検討します。【土木部】

177 「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」などの見直し・改善を行います。【土木部】

ウ 施設などの整備

178 標準案内用図記号を取り込んだ「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」等を参考に、絵、音声、点字、外国語などの多様な手法を組み合わせた、すべての人にわかりやすい案内表示を推進します。(151の再掲)

【農林水産部・土木部・全庁】

179 公共・公益施設の利便向上のため、段差の改善・解消、「みんなのトイレ」の設置、電線類の地中化などの施設整備を推進します。

【農林水産部・土木部・全庁】

180 施設の新設に当たって、交通の便や他の公共・公益施設との近接性なども考慮します。【全庁】

181 県庁舎、合同庁舎、職員公舎をユニバーサルデザインの視点に基づいた点検を行い、必要な改善等を実施します。【総務部】

- 182 補助・融資や「やさしさマーク^(注42)」の交付等による民間公益的施設の改善等を促進します。【保健福祉部】
- 183 建築物の整備にあたり、環境負荷低減のための対策を推進します。【土木部】
- 184 歩道を安全で快適なネットワークとするための整備を推進します。
【生活環境部・土木部】

エ 県民参加

- 185 計画・設計・完成後などの各段階ごとに、できるだけ多様な手段で、県民のニーズの把握や意見交換を適切に行う仕組みづくりに努めます。
【農林水産部・土木部・全庁】
- 186 施設整備などの計画において、県民と意見交換を行う期間をあらかじめ十分に考慮します。(155の再掲)【農林水産部・土木部・全庁】
- 187 NPOなどによる施設のユニバーサルデザインチェックの取組みを支援します。【生活環境部・農林水産部・土木部】

オ その他

- 188 モデル事業・モデル地区の指定を促進します。(158の再掲)
【生活環境部】
- 189 NPO等と連携し、障がい者等に利用を限定する必要のない施設での「障がい者マーク」をはじめとする表示のあり方について研究します。(45の再掲)
【生活環境部・全庁】

注42 人にやさしいまちづくり条例に基づき、高齢者や障がい者などに配慮した施設づくりをしている建物に県が交付しているマーク。

- 190 人にやさしいまちづくり条例に基づき、障がい者のための国際シンボルマーク等が表示されている駐車施設の適正な使用方法についての啓発活動に取り組みます。(46の再掲)【保健福祉部・教育庁】

【指 標】

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
32	やさしさマークを取得した県有既存建築物数(累計)	42棟	66棟
33	「人にやさしいまちづくり条例」に基づき整備された 公益的施設数(累計)	4,074施設	6,000施設
34	電線共同溝の整備延長(累計)	69.6km	100.0km
35	すべての人が安心して通れるように配慮して整備 された歩道の延長(累計)	402.5km	680.0km

【具体的な施策】

(4) 公園などの憩いの空間

ア 普及啓発

- 191 憩いの空間を設置する人、設計する人、施工する人、管理運営する人などを対象としたユニバーサルデザインの研修会を実施します。

【農林水産部・土木部】

イ 施設などの整備

- 192 標準案内用図記号を取り込んだ「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」等を参考に、絵、音声、点字、外国語などの多様な手法を組み合わせ、

すべての人にわかりやすい案内表示を推進します。(151の再掲)

【農林水産部・土木部】

- 193 公園、森林、河川、海岸などの利便向上のため、段差の改善・解消、「みんなのトイレ」、利用しやすい遊具、アクセス可能な遊歩道の設置などの施設整備を推進します。【農林水産部・土木部】

ウ 観光地

- 194 指さし会話もできる「観光地等県全域の観光マップ」を多言語で作成します。

【商工労働部】

- 195 外国語での対応が可能な観光案内所の設置を支援します。【商工労働部】

- 196 観光地での、NPOなどによるユニバーサルデザインチェックの取組みを促進します。【生活環境部・商工労働部】

- 197 障がい者にも対応できるホスピタリティのある認定ツーリズムガイドの育成を推進します。【商工労働部】

- 198 観光地における快適なトイレ整備について支援します。【商工労働部】

エ 県民参加

- 199 計画・設計・完成後などの各段階ごとに、できるだけ多様な手段で、県民のニーズの把握や意見交換を適切に行う仕組みづくりに努めます。(185の再掲)

【商工労働部・農林水産部・土木部】

- 200 施設整備などの計画において、県民と意見交換を行う期間をあらかじめ十分に考慮します。(155の再掲)【商工労働部・農林水産部・土木部】

- 201 地域住民による公園などの主体的できめ細かな整備・管理を推進します。

【商工労働部・農林水産部・土木部】

202 NPOなどによる公園などのユニバーサルデザインチェックの取組みを支援します。【生活環境部・農林水産部・土木部】

オ その他

203 モデル事業・モデル地区の指定を促進します。(158の再掲)【生活環境部】

204 NPO等と連携し、障がい者等に利用を限定する必要のない施設での「障がい者マーク」をはじめとする表示のあり方について研究します。(45の再掲)
【生活環境部・全庁】

205 人にやさしいまちづくり条例に基づき、障がい者のための国際シンボルマーク等が表示されている駐車施設の適正な使用方法についての啓発活動に取り組みます。(46の再掲)【保健福祉部】

【指 標】

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
36	認定ツーリズムガイド数(累計)	58人	100人
37	外国語で対応できる案内所数(累計)	5カ所	12カ所

【具体的な施策】

(5) 住宅

ア 普及啓発

206 建築士、設計・施工・管理を行う地元の工務店、介護支援専門員などを対象としたユニバーサルデザインの研修会を実施します。【保健福祉部・土木部】

- 207 あらゆる手段を活用した、県民(建築主)に対するユニバーサルデザインの考え方やユニバーサルデザイン住宅などの紹介を促進します。【土木部】

イ 基準などの作成・見直し

- 208 ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた住まいづくりのガイドラインの策定などを検討します。【土木部】

ウ 公営住宅に対する取組み

- 209 ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた県営住宅の整備を推進します。【土木部】
- 210 ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた市町村営住宅の整備を促進します。【土木部】
- 211 公営住宅と福祉施設の連携などにより、すべての人に利用しやすい公営住宅の整備を進めます。【土木部】

エ 民間住宅に対する取組み

- 212 保健・医療・福祉関係者や建築技術者が連携して住宅の改修などを支援する仕組みづくりに努めます。【土木部】
- 213 高齢者であることを理由に入居を拒まない賃貸住宅を登録し、高齢者等への情報提供を行います。【土木部】
- 214 新白河ライフパークのユニバーサルデザイン化促進のための誘導策などを実施します。【企業局】

オ その他

- 215 モデル事業・モデル地区の指定を促進します。(158の再掲)【生活環境部】

216 緊急一時避難先として、配偶者からの暴力等により住居に困窮する者に対して、公営住宅への優先入居を実施します。【土木部】

【指 標】

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
38	在宅介護対応住宅改造件数(累計) (1)	28,536件	52,000件
39	県営住宅等のバリアフリー整備住宅率	25.6%	32.0%
40	高齢者円滑入居賃貸住宅情報登録件数	205棟 1,847戸	モニタリング指標

1 高齢者等住宅改造資金貸付や介護保険による給付等による住宅改造の件数

【具体的な施策】

(6) 商店街

ア 普及啓発

217 商店街の店主などを対象とした研修会を実施します。【商工労働部】

イ 研究開発

218 多様な移動手段に対応した「人と車の共生の在り方」について研究します。

(149の再掲)【生活環境部・土木部】

219 歩いて暮らせるまちづくり社会実験を実施し、その成果等を踏まえながら、新しいまちづくりビジョンを策定します。(150の再掲)【商工労働部】

220 障がい者や多様な世代の都心居住の推進と連携した商店街づくりの在り方を研究します。【商工労働部】

ウ 基準などの作成・見直し

- 221 ユニバーサルデザインの考え方を生かした商店街づくりのガイドラインの作成
に対して支援します。【商工労働部】

エ 施設などの整備

- 222 標準案内用図記号を取り込んだ「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン
指針」等を参考に、絵、音声、点字、外国語などの多様な手法を組み合わせ、
すべての人にわかりやすい案内表示を推進します。(151の再掲)【土木部】
- 223 商店街を訪れるすべての人の利便向上のため、駐車場・駐輪場の整備、バ
リアの解消、「みんなのトイレ」や託児施設の設置などの施設整備を促進します。
【商工労働部・土木部】

オ その他

- 224 モデル事業・モデル地区の指定を促進します。(158の再掲)【生活環境部】
- 225 NPOなどによる商店街のユニバーサルデザインチェックの取組みを支援しま
す。【生活環境部・商工労働部・土木部】
- 226 NPO等と連携し、障がい者等に利用を限定する必要のない施設での「障がい
者マーク」をはじめとする表示のあり方について研究します。(45の再掲)
【生活環境部・全庁】
- 227 人にやさしいまちづくり条例に基づき、障がい者のための国際シンボルマー
ク等が表示されている駐車施設の適正な使用方法についての啓発活動に取
り組みます。(46の再掲)【保健福祉部・教育庁】
- 228 商店街の店舗のトイレのすべての人への開放を促進します。【商工労働部】
- 229 提供できるサービスや駐車場、使いやすいトイレの位置などの情報が一目
でわかるマップの作成を促進します。【商工労働部】

【指 標】

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
41	中心市街地の来街者数 (1)	37,849人 (15年度)	60,000人

1 福島市、郡山市、会津若松市が実施している中心市街地における通行量調査(各市1ヶ所を選定)の合計

5 ものづくりのユニバーサルデザイン

【平成22年度までの目標】

県民(利用者)、事業者、研究者等の中でユニバーサルデザイン製品等の情報交換が行われ、県の支援等で開発されるユニバーサルデザイン製品等が増加することを目指します。

ユニバーサルデザイン製品等が十分に市場に供給されるよう、県民のユニバーサルデザイン製品等への認知度の向上と、事業者によるユニバーサルデザイン製品等の供給促進がなされることを目指します。

【具体的な施策】

(1) 製品の開発

ア 普及啓発

230 事業者、デザイナーなどを対象とした研修会を実施します。【商工労働部】

231 あらゆる手段を活用して、県民(利用者)に対してユニバーサルデザインの考え方や製品などを紹介します。【商工労働部】

イ 情報提供

232 Web サイト上で製品に対する利用者の声などの情報を事業者へ提供します。
【商工労働部】

233 利用者、事業者、研究者、行政などとの情報交換等を推進します。
【商工労働部】

ウ 研究開発

234 消費者視点のものづくりを進めるため、製品の改良等を支援します。
【商工労働部】

235 事業者によるユニバーサルデザイン製品開発へ支援します。【商工労働部】

236 県ハイテクプラザなどでの、ユニバーサルデザイン製品の研究、事業者への技術指導を実施します。【商工労働部】

エ 基準などの策定・見直し

237 「うつくしまものづくり大賞」を創設し、ユニバーサルデザインの考え方も含めたうつくしいものづくりの理念に基づく製品開発を促進します。【商工労働部】

【指 標】

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
42	事業者が行う優れたユニバーサルデザイン製品開発の支援件数(累計)	6件	21件

【具体的な施策】

(2) 製品の利用

ア 普及啓発

238 あらゆる手段を活用して、県民(利用者)に対してユニバーサルデザインの考え方や製品などを紹介します。(231の再掲)【商工労働部】

イ 取組支援

239 ユニバーサルデザイン製品の調達に関する取組方針を策定するとともに、同方針に基づいた県自らによるユニバーサルデザイン製品の積極的な調達に努めます。【生活環境部】

240 「ふくしまユニバーサルデザインフェア」などにおけるユニバーサルデザインの考え方を取り入れた県内製造業者等の製品展示の取組みを支援します。

【商工労働部】

【指 標】

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
43	ふくしまユニバーサルデザインフェア来場者数	8,200人	10,000人

6 サービスのユニバーサルデザイン

【平成22年度までの目標】

職員一人ひとりが「県の顔」であることを自覚し、県民の視点に立った質の高い行政サービスの提供を進めます。さらに、県民のニーズに的確に応えるため、県民提案制度、うつくしま県民意見公募(パブリック・コメント)、県政世論調査等で積極的に生の声を聴き、施策に反映させるという手法の徹底を図ります。

ユニバーサルデザインの研修会等を通じて、商店、ホテル等のサービス関連事業者が様々な人のニーズを認識し、きめ細かなサービスの提供がされることを目指します。

【具体的な施策】

(1) 行政

ア 普及啓発

241 職員に対して、窓口サービスを改善するための接遇マニュアルの周知徹底に努めます。【総務部・全庁】

イ 研究開発

242 ワンストップサービス^(注43)の導入に向けた具体的な方策を研究します。
【総務部・全庁】

243 電子投票^(注44)の導入に向けた具体的な方策を研究します。
【選挙管理委員会事務局】

注43 相互に関連する手続きを、できる限り1回の手続きによって全て完了できるようにするなどして、住民の視点に立った満足度の高いサービスを展開すること。

注44 タッチパネルに触れて投票するなどの電子機器による投票。目の不自由な人のためにヘッドフォンによる音声説明の装置も付いており、結果的に障がい者の参政を促す効果もあります。

ウ 基準などの作成・見直し

- 244 記載事項の簡素化や押印の廃止の他、行政手続きに要する処理期間をさらに短縮するなど、行政手続きのユニバーサルデザイン化を推進します。

【総務部・全庁】

エ 県民参加

- 245 施策の決定過程におけるうつくしま県民意見公募(パブリック・コメント)を積極的に実施します。【知事直轄・全庁】

- 246 県民の幅広い意見等を県政に効果的に反映させるため、県民提案制度や県政世論調査を実施します。【知事直轄・全庁】

オ その他

- 247 わかりやすい行政文書の作成を進めます。【総務部・全庁】

- 248 FAXなどによる公文書の開示請求の受け付けを引き続き実施します。

【総務部・議会事務局】

- 249 外国人に対する県民アンケートを実施するなど、外国人のニーズに対応した行政サービスの提供に努めます。【生活環境部】

- 250 県政講座を県民が利用しやすいものにするため、そのメニューの拡充等を実施します。【知事直轄・全庁】

- 251 コラッセふくしま2階に開設している「経営支援プラザ」では、中小企業が直面する課題の解決やユニバーサルデザインの導入を支援します。【商工労働部】

- 252 電子調達システム(電子入札^(注45)、電子納品)を導入し、入札手続きの利便性と調達過程の透明性を高めます。【農林水産部・土木部・出納局】

注45 入札参加条件を満たす者が、公共事業の入札手続きをインターネットを通じて電子的に行うもの。参加条件を満たす者が誰でも容易に入札に参加できる環境を実現するものであり、請負業者にとっては、競争性や受注機会の拡大、事務処理の迅速化によるコスト縮減が期待されます。

【指 標】

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
44	接遇等職員研修指導者の養成講座修了者数(累計)	163人	300人

【具体的な施策】

(2) 民間サービス業

ア 普及啓発

253 商店、ホテルなど、サービス関連事業者を対象とした研修会を支援・実施します。【商工労働部】

イ サービスの向上

254 「人にやさしい観光地づくりガイドライン^(注46)」(平成12年(2000年)福島県)の周知徹底などによる接客サービスの向上に努めます。【商工労働部】

255 外食をするすべての人が安心して楽しめるよう、メニューへの栄養成分や食材情報などの表示をレストランなどへ働きかけます。【保健福祉部】

【指 標】

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
45	栄養成分表示をしている店舗数(累計)	123店	450店
46	民間サービス提供者を対象にした研修会の実施回数	10回	10回

注46 観光産業に携わる方々に対し、観光施設、宿泊施設、交通機関などのバリアフリー化を進める上で指針となるような考え方や内容を示すことを目的として平成12年3月に策定された県のガイドライン。高齢者や障がい者の自由行動、自由参加を促進することを基本的な方向としています。

7 情報のユニバーサルデザイン

【平成22年度までの目標】

行政文書やホームページ等の文字は大きく表現もわかりやすくなり、複数の知覚に訴えた情報提供、複数の手段による情報提供の徹底が図られ、県民が必要な情報を十分に入手できます。初期救急医療や医療機関の基本情報等の身近な情報、災害・事故等の緊急を要する情報を、迅速・的確にあらゆる人にわかりやすい形で提供がされることを目指します。

ほとんどの世帯において光ファイバによるブロードバンドが利用できるようになっており、パソコンなどによる情報利活用の環境が飛躍的に向上し、これらの利用を支える人材の育成も進みます。学校においては全ての教員がコンピュータで指導できるようになり、日常生活においては手話通訳者、要約筆記奉仕員登録者数が増加し、障がい者等のコミュニケーション能力への支援が図られることを目指します。

【具体的な施策】

(1) 行政情報

ア 複数の手段・知覚による提供

256 マスメディア、広報誌、ホームページ、メールマガジンなど複数の手段による広報を推進します。【知事直轄・全庁】

257 行政や議会などの情報について、複数の手段(新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、印刷物)により広報します。また、テレビ広報においては、手話通訳やテロップ^(注47)、資料映像等を用いることにより、多くの人にわかりやすく親しみやすい番組を放送します。【知事直轄・議会事務局・全庁】

注47 放送画面上に付加される文字情報。現在では、マークやキャラクターなどを加えたグラフィカルな表現が多くなっています。

- 258 文字(外国語含む)、点字、音声などの複数の知覚に訴える広報を推進します。【知事直轄・全庁】
- 259 インターネット広報での、閲覧者が利用する多様なブラウザに対応可能なホームページの作成、外国語によるホームページの充実に努めます。
【知事直轄・生活環境部・全庁】

イ わかりやすく提供

- 260 県のすべてのホームページを「福島県ホームページの作成に関する手引き(注48)」に則ったものへ改訂します。【知事直轄・全庁】
- 261 「福島県ホームページの作成に関する手引き」の内容の充実、ホームページでの公開などによる内容の周知に努めます。【知事直轄】
- 262 わかりやすい行政文書の作成を進めます。(247の再掲)【総務部・全庁】

ウ 生活情報・災害情報などの迅速・的確な提供

- 263 防災・災害情報などを迅速・的確にすべての人にわかりやすい形で提供します。【生活環境部・土木部】
- 264 初期救急医療や医療機関の基本情報をすべての人が迅速・的確に入手できるネットワークシステムの充実に努めます。【保健福祉部】
- 265 インフォームドコンセントの徹底等、患者サービスの向上に向けた病院等での取組みを推進します。(89の再掲)【保健福祉部・病院局】
- 266 災害時における安全確保を図るため、情報伝達体制の整備を促進します。また、災害時の災害情報を適時に入手できるよう、障がいに応じた災害情報提供手段の整備を促進します。【保健福祉部】
- 267 原子力災害等に関する情報を平常時から分かりやすい表現で周知し、災害発生時にも迅速かつ的確に情報を提供します。【生活環境部】

注48 福島県ホームページにおいて、各グループ等が作成するページに全体としての統一性を持たせ、利用者にとって分かりやすく使いやすいホームページの作成を目指すための手引き。

【指 標】

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
47	ホームページ作成ガイドラインの達成度	93.9%	99.0%
48	県で発行しているメールマガジンの登録者数	3,903件	モニタリング指標

【具体的な施策】

(2) 情報化対応

ア 利用しやすい環境づくり

268 ブロードバンド環境の整備を促進します。【企画調整部】

イ 利用を支える人材の育成

269 児童生徒のメディアリテラシーを養成するため、教員一人ひとりのIT活用能力を高めるよう努めます。【教育庁】

270 障がい特性に応じたコミュニケーション支援のため、手話通訳者・奉仕員、要約筆記奉仕員、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの養成を促進します。

【保健福祉部】

【指 標】

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
49	パソコンボランティアの登録者数(累計)	84人	140人
50	光ファイバによるブロードバンド世帯カバー率	62.3%	90.0%

51	コンピュータで指導できる教員率	73.2%	100%
52	手話通訳者、要約筆記奉仕員登録者数(累計)	99人	246人

第3章 計画の実現に向けて

1 進行管理

本計画の進行管理は、福島県ユニバーサルデザイン推進本部において行います。

また、本計画について、下記に基づき毎年度進捗状況等を把握し、その着実な推進を図ります。

- (1) ユニバーサルデザイン推進リーダーは、毎年4月末までに当年度の「実践計画表⁽¹⁾」を作成し、取組みを進める。
- (2) ユニバーサルデザイン推進リーダーは、翌年4月末までに前年度事業の進捗を記載した「実践計画表」を作成する。
- (3) 「実践計画表」は、総括ユニバーサルデザイン推進リーダー^(注49)を経由して、生活環境部政策監に提出する。

1 第2章の「具体的な施策」について、各年度毎に実施する事業の具体的な内容や進捗状況を記載する様式。

注49 県では、ユニバーサルデザインの考え方を県の事務事業の細部にまで広く浸透させる等のため、平成15年4月より、本庁各グループ参事等及び出先機関の次長等をユニバーサルデザイン推進リーダーに配置するとともに、本庁各部署の企画主幹等を総括ユニバーサルデザイン推進リーダーに配置しています。

参考1 指標一覧

1 ユニバーサルデザインの意識づくり

(1) 考え方の普及啓発

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
1	ユニバーサルデザインに関する県民の認知度	40.9%	70.0%
2	人権男女共生グループのUDのホームページへのアクセス数	25,645件	モニタリング指標

(2) 学ぶ機会づくり

3	ユニバーサルデザインに関する県政講座の実施回数	1回	10回
---	-------------------------	----	-----

(3) 核となる人材・組織づくり

4	ふくしまユニバーサルデザイン推進パートナー数(累計)	個人 168人 団体 14団体	個人 300人 団体 100団体
5	ユニバーサルデザインに取り組むNPO数(ふくしまユニバーサルデザイン推進パートナーであるNPO数)(累計)	6団体	11団体

2 こころのユニバーサルデザイン

(1) 人権への“気づき”

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
6	多文化共生県政講座の実施回数	40回	40回
7	人権教育研究指定校数(累計)	7校	13校

(2) こころの教育等

8	県民カレッジ(夢まなびと)受講者数	23,050人	60,000人
---	-------------------	---------	---------

(3) さまざまな交流

9	地球体験キャラバン実施回数	4回	6回
10	グリーン・ツーリズムの交流人口	176千人	248千人
11	もりの案内人認定者数(累計)	285人	425人
12	森林整備ボランティア参加者数(累計)	17,544人	33,000人
13	観光客入込数(暦年)	52,995千人	概ね50,000千人

3 暮らしのユニバーサルデザイン

(1) 日常生活

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
14	配偶者暴力相談支援センター相談受付件数	1,086件	モニタリング指標
15	配偶者暴力相談支援センター設置数(累計)	8施設	13施設
16	児童相談所相談受付件数	4,910件	モニタリング指標
17	市町村における児童虐待防止ネットワーク設置率	26.2%	100% (21年度)
18	グループホーム・福祉ホームの入居者数	662人	1,186人
19	トレーサビリティが確保されている生産割合	42.4%	75.0%
20	うつくしまエコリーダー認定者数(累計)	1,470人	1,800人
21	地域子育て支援センター整備数(累計)	52カ所	100カ所

(2) 働く場

22	就業している障がい者数	5,498人	6,300人
23	育児休業取得率	女性68.2% 男性 0%	女性80.0% 男性10.0%
24	「仕事と生活の調和」推進企業の認証数(累計)	26社	240社

(3) 社会参加

25	県の審議会等における女性委員の割合	33.1%(総数) 36.2%(職指定除く) (18年度)	33.3%(総数) 40.0%(職指定除く)
26	男女共同参画等に関する副読本の活用率(公立高)	85.9%	100%
27	家族経営協定締結数(累計)	749戸	1,200戸

4 まちづくりのユニバーサルデザイン

(1) まち全体

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
28	みんなに見やすい信号機(LED式)の設置率	9.0%	15.0%
29	優良景観形成住民協定認定数(累計)	11件	16件

(2) 交通

30	乗合バス会社における低床バスの導入率	6.0%	20.0%
31	エレベーター・エスカレーター設置済の主要駅数(累計)	3駅	7駅

(3) 公共・公益施設

32	やさしさマークを取得した県有既存建築物数(累計)	42棟	66棟
33	「人にやさしいまちづくり条例」に基づき整備された公益的施設数(累計)	4,074施設	6,000施設
34	電線共同溝の整備延長(累計)	69.6km	100.0km
35	すべての人が安心して通れるように配慮して整備された歩道の延長(累計)	402.5km	680.0km

(4) 公園などの憩いの空間

36	認定ツーリズムガイド数(累計)	58人	100人
37	外国語で対応できる案内所数(累計)	5カ所	12カ所

(5) 住宅

38	在宅介護対応住宅改造件数(累計)	28,536件	52,000件
39	県営住宅等のバリアフリー整備住宅率	25.6%	32.0%
40	高齢者円滑入居賃貸住宅情報登録件数	205棟 1,847戸	モニタリング指標

(6) 商店街

41	中心市街地の来街者数	37,849人 (15年度)	60,000人
----	------------	-------------------	---------

5 ものづくりのユニバーサルデザイン

(1) 製品の開発

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
42	事業者が行う優れたユニバーサルデザイン製品開発の支援件数 (累計)	6件	21件

(2) 製品の利用

43	ふくしまユニバーサルデザインフェア来場者数	8,200人	10,000人
----	-----------------------	--------	---------

6 サービスのユニバーサルデザイン

(1) 行政

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
44	接遇等職員研修指導者の養成講座修了者数(累計)	163人	300人

(2) 民間サービス業

45	栄養成分表示をしている店舗数(累計)	123店	450店
46	民間サービス提供者を対象にした研修会の実施回数	10回	10回

7 情報のユニバーサルデザイン

(1) 行政情報

	指 標 名	現状値 (17年度)	目標値 (22年度)
47	ホームページ作成ガイドラインの達成度	93.9%	99.0%
48	県で発行しているメールマガジンの登録者数	3,903件	モニタリング指標

(2) 情報化対応

49	パソコンボランティアの登録者数(累計)	84人	140人
50	光ファイバによるブロードバンド世帯カバー率	62.3%	90.0%
51	コンピュータで指導できる教員率	73.2%	100%
52	手話通訳者、要約筆記奉仕員登録者数(累計)	99人	246人

参考2 用語解説

い

インフォームドコンセント (P19,49)

医師が、患者に対して、受ける治療内容の方法や意味、効果、危険性、その後の予想や治療にかかる費用などについて十分にかつ分かりやすく説明をした上で、治療の同意を得ること。

う

うつくしまエコリーダー (P23,54)

地域における環境保全活動や環境学習を推進するリーダーとして、積極的な役割を担う方を、知事が認定。地域での環境保全活動のすそのの拡大と活性化を図っています。

うつくしま県民意見公募(パブリック・コメント)(P27,45,46)

県民生活に密接に関連する条例や計画などの重要な施策について、県民の意見を募り、県の施策決定に反映しています。

福島県では、「うつくしま県民意見公募」(パブリック・コメント)として、平成14年10月1日から施行しています。

え

NPO (P5,8,9,11,21,29,30,32,34,36,40,53)

Non-Profit Organization (民間非営利組織)の略。営利を目的とせず、公共的な活動を行う民間の組織・団体の総称です。

エンパワーメント (P27)

力をつけること。個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。

か

家族経営協定 (P27,54)

家族農業経営に従事する各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できるよう経営方針、役割分担、就業環境等について家族間で十分話し合い、取り決めた事項を文書にしたもの。

く

グリーン・ツーリズム (P15,17,53)

都市住民などが緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

グループホーム (P23,54)

地域社会の中にある住宅(アパート、マンション、一戸建など)において、複数の障がい者が一定の経済的負担により共同で生活する形態。欧米で広く定着しており、日本でも設置が進んでいます。

け

県政講座 (P4,7,12,14,16,46,53)

県民をはじめ、市民活動団体、学校、市町村などが主催する一定規模の集会・会合等に県の担当職員などが出向いて県の計画や事業などについて説明し、意見交換等を行っています。

事業により名称は異なりますが(県政講座、出前講座、ミニ講座など)、総称して、「県政講座」と呼んでいます。

県民カレッジ (P13,15,53)

県内にある様々な学習機会を体系化して県民に提供する、県全域を対象とした新しい総合的な学習サービス提供システム。

こ

国際交流員 (P16)

語学指導などを行う外国青年招致事業に参加し、地方公共団体で国際交流事業に従事する外国青年。単に語学指導のみならず広く地域社会の国際理解に貢献しており、帰国後は母国と日本との架け橋として活躍しています。

固定的な性別役割分担 (P18)

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。(出典：内閣府男女共同参画局ホームページ「用語集」より)

し

「仕事と生活の調和」推進企業 (P25,54)

「仕事と家庭の両立」、「パート労働者の公正な処遇」、「男女共同参画」の取組みが進んでいる県内企業を県が認証する県次世代育成支援企業認証制度の認証を受けた企業。

せ

セーフティネット (P20)

「安全装置」のこと。社会保障制度など、生活や社会全体の安全・安心を維持する制度やシステム、または、経済分野で一部の破綻が全体に及ばないようにするためのシステムをいいます。

そ

総括ユニバーサルデザイン推進リーダー

(P8,52)

県では、ユニバーサルデザインの考え方を県の事務事業の細部にまで広く浸透させる等のため、平成15年4月より、本庁各グループ参事等及び出先機関の次長等をユニバーサルデザイン推進リーダーに配置するとともに、本庁各部局の企画主幹等を総括ユニバーサルデザイン推進リーダーに配置しています。

総合的な学習の時間 (P6)

各学校が地域や学校の実態などに応じて、横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心に基づく学習など、創意工夫を生かした教育活動を行う時間。

た

多文化共生 (P7,12,14,16,53)

多文化とは、世界の様々な国、地域から移り住んで来た人たちの文化を主に指します。そうした、様々な文化、個性を持った人々が、違いの大切さを認め合いながら、社会の一員として活躍することで、社会全体を豊かにすること。

ち

地球体験キャラバン (P17,53)

青年海外協力隊のOB/OGの協力を得ながら、開発途上国の様々な文化や価値観を県民(特に小中学生)に紹介するとともに、海外技術研修員や留学生と県民との交流を図る事業。

て

低床バス (P28,32,55)

地上面から床面までの高さが65cm以下で、スロープ板や車いすスペースがあるなど高齢者や身体に障がいのある方の乗降に配慮したバスをいいます。低床バスとしてはノンステ

ップバス、ワンステップバスがあります。

テロップ (P48)

放送画面上に付加される文字情報。現在では、マークやキャラクターなどを加えたグラフィカルな表現が多くなっています。

電子投票 (P45)

タッチパネルに触れて投票するなどの電子機器による投票。目の不自由な人のためにヘッドフォンによる音声説明の装置も付いており、結果的に障がい者の参政を促す効果もあります。

電子入札 (P46)

入札参加条件を満たす者が、公共事業の入札手続きをインターネットを通じて電子的に行うもの。参加条件を満たす者が誰でも容易に入札に参加できる環境を実現するものであり、請負業者にとっては、競争性や受注機会の拡大、事務処理の迅速化によるコスト縮減が期待されます。

と

DV (ドメスティック・バイオレンス) (P18,19,21)

夫や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力。広義には女性や子ども、高齢者や障がい者など家庭内弱者への暴力を指します。

トレーサビリティシステム (P20)

生産、加工、流通及び販売の各段階で、食品の生産・製造方法、仕入先、販売先などを記録することにより、食品に関する生産情報を追跡し、遡及できる一連の仕組みのこと。

に

二地域居住 (P16)

都市などの住民が地方にも住宅やなじみの民宿などに拠点を持ち、週末や季節ごとに二つの地域を行ったり来たりしながら暮らすライフスタイルをいいます。

は

配偶者暴力相談支援センター (P22,54)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための業務を行う施設。県女性のための相談支援センターや男女共生センター、保健福祉事務所などがその役割を担い、殴る蹴るといった暴力のほか、精神的な暴力についての相談、カウンセリング、一時保護、各種情報の提供などを行っています。

パソコン要約筆記 (P25)

人が話している内容を要約してパソコンに入力すること。一般的には、要約したものをその場でスクリーンなどに映し出して文字として見せることをいいます。

パブリシティ活動 (P4)

企業等の広報活動の一つですが、広告とは異なりマスメディアに対して企業等が代金を払わない活動です。具体的には、新聞やテレビの中のニュースでその企業等の活動に対して報道されるものであり、これが(ニュース)パブリシティといわれています。

バリアフリー (P28,39,47,55)

高齢者や障がい者などが社会生活を営む上でのさまざまな障壁(バリア)を除去すること。物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁があるとされています。

ひ

ピアカウンセリング (P21)

ピア (Peer) という言葉は、「仲間」「対等」の意味で、共通の経験と関心にもとづいた仲間同士の相互支援活動をいいます。

ひきこもり (P19)

90年代に社会的に注目されるようになった、人間関係の拒絶・社会参加の拒絶などの特徴をもつ現象。当初は不登校などの児童生徒について言及されていましたが、近年は若者についても指摘されることが多くなっています。

人にやさしい観光地づくりガイドライン (P47)

観光産業に携わる方々に対し、観光施設、宿泊施設、交通機関などのバリアフリー化を進める上で指針となるような考え方や内容を示すことを目的として平成12年3月に策定された県のガイドライン。高齢者や障がい者の自由行動、自由参加を促進することを基本的な方向としています。

人にやさしいまちづくり条例

(P12,28,30,32,33,35,37,40,55)

高齢者や障がい者などに配慮したやさしいまちづくりをより一層進めるため平成7年3月に制定された県の条例。人にやさしいまちづくりの基本理念や県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにし、必要な施策の推進を図ることとしています。

ふ

ふくしま子ども憲章 (P10)

子どもたちの規範意識の向上を図るために、平成16年度に県内の小中学生から募集し、決定した宣言。「大切にしていきたいこと」「集

団生活や社会生活の中で必要なこと」「自らの向上を目指すこと」といった6つの言葉のほか、「自分で考えたこと」を書き加える7つ目の言葉があります。

ふくしまユニバーサルデザイン推進パートナー (P9,53)

県とともにユニバーサルデザインを推進していく個人や団体をパートナーとして登録し、その活動内容を県のホームページ、メールマガジンなどで周知することによりユニバーサルデザインの理念普及につなげています。平成18年3月現在168人、14団体が登録されています。

ほ

防犯環境設計 (P20,30)

道路、公園などの公共施設の配置や住居構造設備などのハード面においてあらかじめ犯罪の起こりにくい環境を設定する考え方。

ホームページの作成に関する手引き (P49)

福島県ホームページにおいて、各グループ等が作成するページに全体としての統一性を持たせ、利用者にとって分かりやすく使いやすいホームページの作成を目指すための手引き。

ボランティア・コーディネーター (P17)

生涯学習によって得られた知識や技術をボランティア活動に活かしたいという人に対して、活動できるようにコーディネート（仲介、情報提供、カウンセラー）する人。

み

みんなのトイレ (P29,33,36,40)

車いすの人や赤ちゃんを連れた人をはじめ、

だれもが利用できるように設計されたトイレ。

め

メディアリテラシー (P6,14,50)

メディアを利用する技術や、伝えられた内容を分析する能力のこと。

も

もりの案内人 (P17,53)

自然観察や森林づくり、野外活動を通じて、森林や林業の知識を広く県民に伝えるボランティアによる指導者で、養成講座、認定試験を経て知事が認定する。平成19年3月現在311人が認定され活動している。

や

やさしさマーク (P34,35,55)

人にやさしいまちづくり条例に基づき、高齢者や障がい者などに配慮した施設づくりをしている建物に県が交付しているマーク。

ゆ

結いの精神 (P14)

困った人がいれば、地域の人みんなで助け合う相互扶助の精神。労働力だけでなく精神的にも助け合う共同体の精神をいいます。

ここでは、「新しい時代の助け合いの心」として使用しています。

優良景観形成住民協定 (P30,55)

景観形成に関する住民協定のうち県土の景観形成に資するものについて、福島県景観条例に基づき知事が「優良」と認定し、広く公表しています。

ユーザーエキスパート (P16)

もの、施設、サービスなどの利用者であると同時に、これらの利用者としての評価の経験、教育や研修などでその能力を身につけた人に対する総称として用いられます。

ユニバーサルデザイン推進リーダー (P8,52)

県では、ユニバーサルデザインの考え方を県の事務事業の細部にまで広く浸透させる等のため、平成15年4月より、本庁各グループ参事等及び出先機関の次長等をユニバーサルデザイン推進リーダーに配置するとともに、本庁各部局の企画主幹等を総括ユニバーサルデザイン推進リーダーに配置しています。

ユニバーサルデザインチェック

(P29,32,34,36,40)

より暮らしやすいまちづくりやよりよいサービスの提供などへ役立てるため、利用者の視点からまちやサービスなどの現状の問題点や今後の改良点などをチェックすること。

り

リーガルリテラシー (P6,7,13,14)

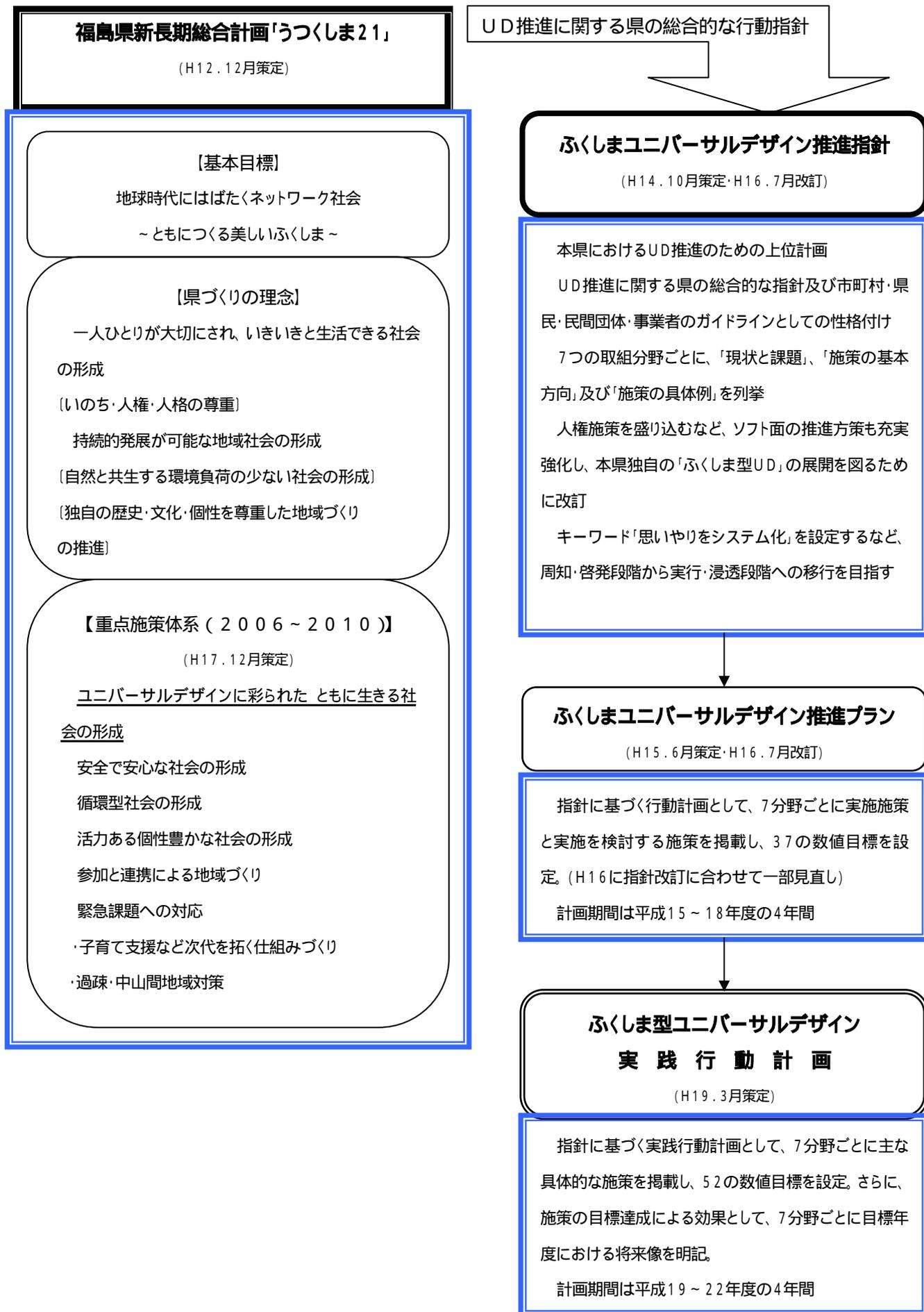
法律に対する知識と、それを活用する能力のこと。

わ

ワンストップサービス (P45)

相互に関連する手続きを、できる限り1回の手続きによって全て完了できるようにするなどして、住民の視点に立った満足度の高いサービスを展開すること。

参考3 本計画の位置付け



参考4 施策体系図

